

千葉県立千葉中学校
 千葉県立千葉高等学校
 校長 増田 武一郎

「県立千葉中学校・千葉高等学校の部活動に係る活動方針」は、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（千葉県）に則り、毎年度校長が策定し、公表するものである。

<p>教育目標</p>	<p>1 学校教育目標</p> <p>【中学校】</p> <p>(1) 知的欲求に働きかけて不断に学び続ける自主性を伸ばし、揺るぎない学力を基礎とした幅広く深い教養を育成する。</p> <p>(2) 多くの人々とふれ合い協同して互いに高め合う中で、他人のいたみのわかる、うるおいに満ちた人間性を育成する。</p> <p>(3) わが国の伝統や文化に対する深い理解と実社会への共感をもとに社会貢献の志を育み、自己を確立する基盤を育成する。</p> <p>【高等学校】</p> <p>(1) 民主的国家社会の有為な形成者として必要な資質を得るため、社会に対する広く深い理解と健全な批判力および一般的教養を養成する。</p> <p>(2) 自主的精神に富み、かつ自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する円満にして豊かな個性を確立する。</p> <p>(3) 平和と人類の福祉に寄与し、真理と正義を愛して勤労と責任を重んずる実践力並びに健康な身体を育成する。</p> <p>2 部活動の教育的意義</p> <p>部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。</p>
<p>部活動の基本方針</p>	<p>1 効果的な活動の推進</p> <p>(1) 併設型中高一貫教育校の特徴を生かした活動</p> <p>本校に設置する部活動には、原則として、中学校及び高等学校の生徒が自主的・主体的に参加できるものとする。ただし、発達段階や用具の違い、各競技団体の規制等により、これにより難しい場合には、該当する部活動顧問（以下「顧問」という。）の判断で、適切に活動するものとする。</p> <p>(2) 適切な指導</p> <p>顧問は合理的でかつ効率的・効果的な練習が行えるよう努めるものとする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年文部科学省）、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月スポーツ庁、文化庁）、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（令和5年3月千葉県）等（以下、ガイドライン等という。）の趣旨を十分に踏まえるこ</p>

と。

(3) 活動計画の作成

顧問は、生徒のニーズ・意見を把握し、年度当初に年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出しなければならない。また、校長は本活動方針及び活動計画・活動実績を学校のHPに掲載するなどにより公表する。

(4) 体罰の根絶等

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されない。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等によって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

2 適切な活動

(1) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行うものであるが、校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

(2) 休養日等の設定

部活動は様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに無理や弊害を生む可能性がある。生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点から、運動部活動、文化部活動を問わず、以下を基準として適正に活動を推進する。

・学期中は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくともいずれか1日を休養日とするよう努める。週末に大会参加等で活動した場合は、心身の負担とならぬよう、必ず休養日を他の日に振り替えること。

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分に休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

・1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末含む）は3時間程度を原則とする。顧問は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めなければならない。

ただし、休養日及び活動時間等の設定については、生徒の発達段階を考慮するとともに、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

3 けがや事故の防止

(1) 発達段階に応じた指導

部活動は、生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起こる場合がある。けがや事故を防ぐために、顧問は常に指導技術を高めることが求められる。また、生徒の発達段階や体力、技術

の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認を必ず行うなど、事故の未然防止に努める。

(2) ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるように指導する。事故防止のために、活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をするなど、徹底を図ること。

大会や遠征等、学校外での活動は顧問の監督下で行うことを原則とし、生徒だけで活動することがないようにする。公共交通機関を利用する際のマナー等についても、日頃から十分な指導を行うものとする。

(3) 施設・設備の点検

施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられており、顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す必要がある。顧問は、日常的な安全の確認や点検を実施し、事故防止に努めなければならない。

(4) 校内体制の整備

毎年度当初、けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等、校内体制を整備・確認するなど、職員間の共通理解を図る。AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることも重要である。

(5) 顧問不在時の対応

部活動は学校教育の一環として通常顧問が直接指導に当たる。しかしながら、他の校務などで、一時的に活動場所に顧問が付いてもらえない場合は、複数の顧問間による連携や他の部活動顧問への監督依頼などの支援体制を整えたうえで、練習内容を安全性の高いものに変更したり、練習量を思い切って軽減したりするなど、安全な練習計画を予め生徒と共有するなど、活動内容を工夫して行うこと。

(6) 個人情報の取扱い

緊急連絡網等を作成する際に、生徒のメールアドレスなどを収集するにあたっては、管理職の許可を得たうえで、必ず保護者の承諾を得るとともに、その情報を第三者に漏洩したり、目的外に使用したりしてはならない。大会等でこれらの情報を携行する必要があるときは、必ず管理職に許可を得るとともに、持ち出す情報も最小限とするなど、その管理には十分注意すること。

4 その他

(1) 感染症等への対応

感染症への対応は、国や県教育委員会、各競技団体等からの通知によるものとする。

(2) 熱中症への対応

近年、夏季において全国的に猛暑となり、熱中症警戒アラートが発表されるなど、熱中症の危険が極めて高くなっている。そこで、熱中症警戒アラート発

表時は、

ア 不要不急の外出は避ける、昼夜を問わずエアコン等を使用すること。

イ のどが渇く前にこまめに水分補給をすること。

ウ 屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は原則中止すること。

このため顧問は、生徒の活動場所の暑さ指数を把握し、適切な熱中症の予防措置をとることが極めて重要であり、万が一の緊急事態の際に、迅速かつ的確に対応できるよう校内体制を整えておかねばならない。

(3) 地域との連携

ア 生徒の活動充実の観点から、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫に努める。

イ 地域移行により、より効果的な活動が見込まれる部活動については、移行に向けた準備を積極的に進める。

(4) 参加する大会等の見直し

様々な大会に参加するあまり、生徒や顧問の過度な負担とならないよう生徒が参加する大会等を精査すること。特に、新たな大会に参加する場合は、スクラップ・アンド・ビルドを行うこと。

(5) 指導上の配慮

顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導を工夫する。顧問の感情により指導内容や方法が左右されないように注意するとともに、生徒の疲労状況や精神状況を常に把握すること。

(6) いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっていることから、顧問は生徒の人権意識の育成、生徒への目配り等により、適切な集団づくりをしなければならない。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握し、未然防止に努めなければならない。

(7) 会計の取扱

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、家庭の負担軽減に努め、徴収に当たっては事前に校長の許可を得なければならない。また、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行うとともに、領収書等についても一定期間保管し、説明責任を果たせるようにする。

(8) この方針により難しいものについては、その都度、校長が判断する。